## 保護者の皆様へ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が 定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した児童生徒等が登校で きない期間です(出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。)。

これらの感染症(別紙参照)の可能性があって欠席させる場合には、授業開始時間前に学校へ 連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれがなくなった児童生徒等を再登校させる際には、 以下の「学校感染症による欠席届」を担任へご提出ください。

\*病気の状況により医師の証明を提出していただく場合があります。

## 学校感染症による欠席届

東京都立 西 高等学校長 殿

_	年	組	<u>番</u>	氏名			
下記の疾患等が、 このため、月 せますのでご連絡し	日か				いました	が、登	校さ
病	名:				_		
受診した医療機関 (または保健所名)	名:				_		
					年	月_	日
		存	呆護者名				印

生徒はこの書類を担任の先生に提出→担任の先生はコピーを取り、原本を保健室に提出

別紙

## 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

## (学校保健安全法施行規則の一部改正 令和5年5月8日施行)

	病 名	出席停止期間				
第	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・南米出血熱・ペスト・					
1	マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎(ポリオ)・ジフテ	治癒するまで				
種	リア·重症急性呼吸器症候群(SARS)·中東呼吸器症候					
任	群(MERS)・特定鳥インフルエンザ					
		発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を				
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで				
新型		発症した後(発症の翌日を1日目として)5日を経				
	新型コロナウイルス感染症	過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで				
百日 2	<b>T</b> D <b>r</b>	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な				
	日口啖	抗菌性物質製剤による治療が終了するまで				
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで				
種 流行性耳下	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後				
	流行性中下脉炎(おたふくかせ)	5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで				
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで				
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで				
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで				
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の				
	髄膜炎菌性髄膜炎	おそれがないと認めるまで				
	※ ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。					
	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフ	病状により学校医その他の医師において感染の				
第	ス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	おそれがないと認めるまで				
NJ	その他の感染症(第3種の感染症として扱う場合もある)					
3	・感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、サポウイルス、アデノウイルス、0-1 57 など)					
	・サルモネラ感染症(腸チフス、パラチフスを除く)、カンピロバクター感染症					
種	・マイコプラズマ感染症・インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症・A型肝炎・溶連菌感染症・B型肝炎					
1=	·伝染性紅斑·伝染性膿痂疹(とびひ)·急性細気管支炎(RSウイルス感染症など)·伝染性軟属腫(水いぼ)					
	·EBウイルス感染症・アタマジラミ・単純ヘルペス感染症・疥癬・帯状疱疹・手足口病・ヘルパンギーナ					
	・皮膚真菌症⇒①カンジダ感染症②白癬感染症、特にトンズランス感染症					

参考文献「学校において予防すべき感染症の解説」文部科学省